

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

「ADAMTS13」 検査内容変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ADAMTS13活性は昨年12月の体外診断用医薬品の採用以降、測定単位を国際標準物質に合わせ「IU/mL」表示にて報告しております。しかしながら血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)ならびに非典型溶血性尿毒症症候群(aHUS)の診断基準では、従来の活性測定の単位である「%」で判断されており、実際に報告する単位との差異が生じております。このままでは臨床現場での混乱を招くとの判断から、測定値「IU/mL」に変換式(1IU/mL=100%)で算出される「%」表示も合わせて報告することと致しました。

また、当該項目につきましては、本年4月1日から新たに検体検査実施料が適用されることになりましたので、検査内容変更と併せてご案内させていただきます。

誠に勝手ではございますが、事情をご賢察の上、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

敬具

記

対象項目

- [27163] ADAMTS13活性
- [27165] ADAMTS13インヒビター定量

変更期日

- 平成30年4月2日(月)受付日分より

※ [27164] ADAMTS13インヒビター定性は、本年3月31日(土)受付分をもって、検査受託を中止させていただきます。代替検査として、[27165] ADAMTS13インヒビター定量をご利用下さい。



変更内容

コード	検査項目名	変更箇所	新	旧
27163	ADAMTS13活性	項目コード 基準値 報告形態 報告単位 報告下限 報告上限 報告桁数 所要日数 実施料 判断料	27268 0.10 IU/mL 以上 (10%以上) *1 (TTP判定基準*2) ※健常者参考値：0.78 IU/mL 以上 (78%以上) 国際単位表示 %単位表示 IU/mLと% 0.01 IU/mL 未満 (1%未満) 1.01 IU/mL 以上 (101%以上) 国際単位表示：小数2位、有効3桁 %単位表示：整数 3～5日 400点*4 血液学的検査判断料 (125点)*4	27163 0.78～1.57 IU/mL (健常者参考値) 国際単位表示 IU/mL 0.005 IU/mL 未満 9,990,000 IU/mL 以上*3 小数3位、有効3桁 3～4日*3 未収載 —
27165	ADAMTS13 インヒビター定量	所要日数 実施料 判断料	3～5日 600点*4 血液学的検査判断料 (125点)*4	3～4日*3 未収載 —

*1 測定値が0.10 IU/mL未満 (10%未満) の場合は、TTPと判定されます。

*2 血栓性血小板減少性紫斑病 (TTP)

*3 本年4月から所要日数と報告上限を変更する旨をご案内 (INFORMATION18-04) しておりましたが、改めて変更させていただきます。また、1月4日以降、測定値が1.01 IU/mL以上の場合、希釈再検してご報告する旨ご案内しましたが、希釈対応も中止し1.01 IU/mL以上でご報告致します。

検体量・検査方法等の検査要項に変更はございません。

*4 本年4月1日から検体検査実施料が適用されます。

ADAMTS13インヒビター定性は、本年3月31日をもって検査受託を中止致します。

実施料の算定備考

● 厚生労働省保険局医療課／医科診療報酬点数表に関する事項より (平成30年3月5日版より抜粋)

D006 出血・凝固検査

(10) ADAMTS13 活性

ア [34] のADAMTS13 活性は、他に原因を認めない血小板減少を示す患者に対して、血栓性血小板減少性紫斑病の診断補助を目的として測定した場合又はその再発を疑い測定した場合に算定できる。
イ 血栓性血小板減少性紫斑病と診断された患者またはその再発が認められた患者に対して、診断した日又は再発を確認した日から起算して1月以内の場合には、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、血栓性血小板減少性紫斑病と診断した日付又はその再発を確認した日付を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(11) ADAMTS13 インヒビター

ア [35] のADAMTS13 インヒビターは、ADAMTS13 活性の著減を示す患者に対して、血栓性血小板減少性紫斑病の診断補助を目的として測定した場合又はその再発を疑い測定した場合に算定できる。
イ 後天性血栓性血小板減少性紫斑病と診断された患者又はその再発が認められた患者に対して、診断した日又は再発を確認した日から起算して1月以内の場合には、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、後天性血栓性血小板減少性紫斑病と診断した日付又はその再発を確認した日付を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。